

鹿屋市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施要綱

(趣旨)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく介護サービスを円滑に実施するため、社会福祉法人その他市長が認めた事業者（以下「社会福祉法人等」という。）であって中山間地域等（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）の1に定める地域をいう。）に所在する小規模の事業所（厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）において適合する事業所をいう。）で提供する訪問系又は多機能系の介護サービスを受けた利用者が負担する利用料（以下「利用者負担額」という。）の軽減措置の実施については、この要綱の定めるところによる。

(軽減実施の申出)

第2条 社会福祉法人等は、中山間地域等に所在する小規模の事業所で利用者負担額の軽減措置を実施しようとするときは、鹿屋市中山間地域等における利用者負担額軽減措置実施申出書（別記第1号様式）により、事前に市長に申し出なければならない。

(軽減措置対象サービス)

第3条 軽減措置の対象となるサービス（以下「軽減措置対象サービス」という。）は、訪問介護、介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護サービスとする。

(軽減措置対象費用)

第4条 軽減措置の対象となる費用は、訪問サービスに係る利用者負担とする。

(軽減措置の対象者)

第5条 軽減措置の対象者は、市民税非課税の者とする。ただし、生活保護受給者及び法第63条から第69条までに該当する者を除く。

2 前項の規定にかかわらず、世帯分離した配偶者に市民税が課税されている場合は、減額措置の対象としない。

(軽減措置対象確認申請)

第6条 軽減措置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、軽減措置対象サービスを利用する前に、鹿屋市中山間地域等における利用者負担額軽減措置

申請書(別記第2号様式)に被保険者証を添えて市長に申請しなければならない。

(軽減措置の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、軽減措置対象の承認又は不承認を決定し、当該申請者に対し鹿屋市中山間地域等における利用者負担軽減措置決定通知書(別記第3号様式)により通知する。

2 前項の場合において、市長は、軽減措置対象の承認を決定したときは、鹿屋市中山間地域等における利用者負担軽減措置対象者確認証(別記第4号様式。以下「確認証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日から翌年度の7月末日(申請日が4月から7月までの期間の場合にあっては、当該年度の7月末日)までとする。

(軽減措置の割合)

第8条 軽減措置の割合は、利用者負担額の10分の1とする。

(確認証の提示)

第9条 第7条の確認証の交付を受けた者が軽減措置を受けようとするときは、軽減措置対象サービスの利用開始に当たり、事前に確認証を社会福祉法人等に提示するものとし、社会福祉法人等は確認証に記載された軽減措置の割合に基づく軽減措置を行うものとする。

(他の軽減措置との調整)

第10条 市長は、利用者負担額について、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置の実施について(平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知)別添2の社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱に基づく軽減措置を受ける利用者に対しては、この要綱に基づく軽減措置を行わない。

(高額介護サービス費等との調整)

第11条 この要綱に基づく軽減措置を受けた場合における法第51条第1項に規定する高額介護サービス費、法第51条の2第1項に規定する高額医療合算介護サービス費及び法第61条の2第1項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給については、当該軽減措置分を利用者負担額から控除した額について適用するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第2号様式（第6条関係）

鹿屋市中山間地域等における利用者負担軽減措置申請書

ふりがな		確認番号	
被保険者 氏名		被保険者番号	
生年月日		個人番号	
住所	〒 ー 電話番号		
利用者負担額 軽減申請理由			
	氏名	生年月日	生計中心者に○を 付けてください。
世帯 構成	世帯主		
	構成員		
<p>鹿屋市長 様</p> <p>上記のとおり、中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額の軽減対象の申請をします。</p> <p>また、中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減決定のために必要があるときは、私の課税状況・収入状況について、鹿屋市長が税務当局等に報告を求めることに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者（被保険者） 住所 電話番号 氏名 (署名又は記名押印)</p>			

市記入欄

交付年月日	本人の課税状況等	他の軽減措置適用状況
年 月 日		
適用年月日		
年 月 日から		
有効期限		
年 月 日まで		

様

鹿屋市長



鹿屋市中山間地域等における利用者負担軽減措置決定通知書

先に申請のあった鹿屋市中山間地域等における利用者負担軽減措置申請については、下記のとおり決定したので通知します。

記

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

決定年月日	年	月	日
決定事項			
1 承認する	適用年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
	確認番号 (承認内容)		
2 承認しない	理由		

不服の申立て

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して、3か月以内に鹿児島県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

取消しの訴え

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは、介護保険法の規定により、審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）提起しなければなりません。

第4号様式（第7条関係）

鹿屋市中山間地域等における利用者負担軽減措置対象者確認証	
交付年月日 年 月 日	
確認番号	
受給者	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
被保険者番号	
適用年月日	年 月 日から
有効期限	年 月 日まで
軽減内容（軽減率）	1 / 10
発行機関名 及び印	鹿屋市長 印

注意事項

- 1 次項に掲げる介護サービスを受けるときは、必ず事前にこの確認証を事業者に提出してください。
- 2 対象となるサービスは、事業者が中山間地域等の地域にあり、かつ小規模の事業所である社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）です。
- 3 この確認証は都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。
- 4 対象となるサービスを利用した場合、本人負担分から、前面に記載される軽減率により軽減されます。
- 5 被保険者の資格が無くなったとき、利用者負担軽減認定の要件に該当しなくなったとき又は確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なくこの証を市長に返還してください。また、転出の届出をするときは、この証を添えてください。
- 6 この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて、市長にその旨を届け出てください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。